

# D-U-N-S® Number 利用約款

2020年3月30日改定

## 第1条 (適用範囲)

このD-U-N-S® Number 利用約款 (以下「本約款」といい、料金表を含みます) は、株式会社東京商工リサーチ (以下「当社」といいます) が米国法人 Dun & Bradstreet International, Ltd (以下「D&B」といい、D&B の関連会社及び D&B worldwide network 加盟企業を含みます) の許諾を受けて提供する D-U-N-S® Number 検索サービス (有料会員による利用を除きます) によって提供される企業名 (英語表記の企業名も含む)、住所及び「D-U-N-S® Number」 (以下、これらの情報を「本情報」といい、本情報を証明する証明書を含みます) の取扱いに関して必要な事項を定めるものです。本情報に関する契約 (以下「利用契約」といいます) には、本約款が適用され、これにより利用契約の内容が規律されるものとします。

## 第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を、D-U-N-S® Number 検索サービスを提供するウェブサイト (以下「本サイト」といいます) でお客様が知り得る状態に置か又はお客様に通知します。
2. 前項の規定により本約款を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず (変更後の約款の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます)、最新版の約款を適用するものとします。

## 第3条 (利用契約の成立)

1. 利用契約の申込みは、お客様が本サイトで必要事項を入力し、送信する方法によりするものとします。
2. 当社は、利用契約の申込みをしたお客様に対し、本情報の利用目的等を確認させていただくことがあります。
3. 当社は、審査により、お客様による利用契約の申込みを承諾しないことができるものとします。なお、当社は、お客様に対し、審査基準及び承諾しない理由を開示する義務を負いません。
4. 当社がお客様に対して利用料金の前払いを求めた場合において、お客様が所定の支払期限までに利用料金を支払わないときは、当該利用料金にかかわる利用契約の申込みは、当社が承諾しなかったものとみなされるものとします。
5. 利用契約は、次の各号のいずれかに該当したときに成立するものとします。
  - (1) 当社が送付又は送信した本情報をお客様が受領又は受信したとき。
  - (2) 当社が利用料金の前払いを求めた場合はお客様が当社に利用料金を支払ったとき。

## 第4条 (利用許諾)

1. 当社は、お客様に対し、利用契約及び本約款の定めるところにより、本情報の利用を許諾します。
2. 前項の規定による本情報の利用許諾は非独占的なものであ

り、当社は、お客様の承諾を得ることなく、第三者に対しても本情報の利用を許諾することができるものとします。

## 第5条 (利用期間)

お客様は、本情報を、期間の定めなく利用することができます。ただし、お客様が第14条第1項に該当した場合には、当社は、お客様による本情報の継続した利用を認めないことができるものとし、お客様は、これに異議を述べることはできないものとします。

## 第6条 (著作権等)

1. 本情報の著作権及びその他一切の知的財産権 (以下「著作権等」といいます) は、当社、D&B 又はこれらの者に対して著作権等の利用又は実施を許諾した者が有します。
2. 利用契約は、当社がお客様に対し、本情報に含まれる著作権等を譲渡し、貸し付け、担保に供するなどするものではありません。

## 第7条 (利用の範囲)

1. 本情報は、有償・無償を問わず、商取引において取引の相手方から「D-U-N-S® Number」の提示を求められた場合、又はデータ整備に必要がある場合のみに最小限の範囲で利用できるものとします。
2. 前項記載の目的外に利用する場合は、当社の事前の書面による許諾を得るものとします。

## 第8条 (禁止事項)

お客様は、本情報に関して、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 本情報を第三者に対する譲渡すること。
- (2) 前条の規定により認められる範囲を超えて本情報を利用すること、また、第三者に利用させること。
- (3) 前条で規定する目的のために必要な範囲を超えて、本情報の全部又は一部を複製すること。
- (4) 本情報を改変すること。

## 第9条 (変更の通知)

お客様は、本情報を利用している間に自己の企業名又は住所が変更となった場合には、当社に対し、速やかに通知するものとします。

## 第10条 (利用料金)

1. お客様は、当社に対し、本情報の対価 (以下「利用料金」といいます) として、本サイト内にある料金表に表示の金額を支払うものとします。ただし、お客様が第7条第1項記載の目的のために自社 (同一自然人又は同一団体が資本を有し、かつ経営の影響力を有する場合も含みます) に関する本情報 (本情報を証明する証明書は除きます) を利用する場合の利用料金は、無料とします。
2. 利用料金には消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます) を含みません。消費税等相当額はお客様の負担

- とし、利用料金とともに当社に支払うものとし、
3. 支払方法は、当社が別途指定する銀行口座への振込みとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。なお、当社は、原則として振込み後の返金の求めに応じません。
  4. 支払期限は、次に掲げる日とします。ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日まで支払うものとし、
    - (1) 請求書受領日の翌月末日
    - (2) 当社が前払いを求めた場合は当社が定める支払期限の日

#### 第 11 条 (利用状況の確認)

お客様が利用契約に反して本情報を利用している恐れがある場合、当社は、お客様に対し、本情報の利用に関する問い合わせをする場合があります。お客様は、当社の本情報の利用に関する問い合わせに対し、回答をしなければなりません。

#### 第 12 条 (免責)

1. 本情報は、当社がお客様に対し、現状有姿のままで提供するものであり、その正確性、完全性、最新性、有用性、お客様の特定目的との適合性その他内容に関して、いかなる保証もするものではありません。
2. 当社は、本情報の利用によりお客様又は第三者に損害が生じた場合でも、お客様に対し、損害賠償責任、契約不適合責任その他一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失に起因するときは除きます。
3. 当社は、前項ただし書きの規定による責任を、お客様が当社に対し、本情報の提供日から1年以内に損害等が発生したことを通知した場合に限り負うものとし、また、当社が負担する損害賠償額の上限は、債務不履行、不法行為その他請求原因及び請求個数にかかわらず、本情報の利用料金に相当する額とします。
4. D&B は、お客様に対し、本情報に関する一切の責任を負いません。

#### 第 13 条 (反社会的勢力の排除)

1. お客様は、自己又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者でないことを、当社に対して表明し、確約するものとし、
2. お客様は、自己又はその役員等が反社会的勢力を利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、当社に対して表明し、確約するものとし、
3. お客様は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をし

ないことを、当社に対して確約するものとし、

- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に類する行為
4. お客様は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除等の適切な措置を講じることを、当社に対して確約するものとし、

#### 第 14 条 (利用契約の解除等)

1. 当社は、お客様が利用契約に違反した場合には、事前の通知又は催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとし、
2. 前項により利用契約が解除された場合、お客様は、直ちに本情報の利用を中止し、お客様が保有する機械のメモリー上、又は機械のハードディスク若しくはその他の記憶装置に記憶されている全ての媒体内の本情報を抹消することとし、複製物等の有体物は廃棄することとし、
3. 第1項の契約解除によりお客様に損害が生じても、当社は、お客様に対し、一切の責任を負いません。
4. 第1項の規定による契約解除は、当社によるお客様に対する当該契約解除に起因した損害賠償請求を制限しません。

#### 第 15 条 (損害賠償)

当社は、お客様が利用契約に違反したことにより損害が生じた場合には、お客様に対し、損害賠償請求をすることができるものとし、

#### 第 16 条 (余後効)

第6条、第8条、第12条、第14条第2項から第4項及び第15条から第18条は、利用契約終了後も効力を有するものとし、

#### 第 17 条 (準拠法)

利用契約及び本約款は日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されます。

#### 第 18 条 (合意管轄)

利用契約及び利用契約に関連する訴訟(裁判所の調停手続を含みます)の第一審の専属管轄は、本情報の利用地域、国を問わず、東京地方裁判所とします。

以上

---

<以下余白>